

地方独立行政法人市立吹田市民病院職員特殊勤務手当規程

平成 26 年 4 月 1 日規程第 309 号

平成 28 年 3 月 11 日改正

平成 30 年 11 月 9 日改正

令和 2 年 2 月 14 日改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人市立吹田市民病院職員給与規程第 29 条の規定に基づき、職員の特務手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(特務手当の種類等)

第 2 条 特務手当の種類、支給基準及び金額は、別表のとおりとする。

2 事務局長、次長、室長（室の総括参事を含む。）及び参事（室に置かれるものに限る。）については、別表災害現場出動手当の項の規定を除き、同表の規定は適用しない。

(委任)

第 3 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 11 日）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 11 月 9 日）

この規程は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 2 月 14 日）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

種類	支給基準	金額
主任技術者等手当	法律の規定により任命された主任技術者等（理事長の定める者に限る。）がその業務に従事したとき 月額	2,000 円

深夜勤務従事手当	所定の勤務時間として、午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間 (以下「深夜」という。)に勤務することと定められている職員が、深夜の一部又は全部を含む勤務に従事したとき 勤務 1 回につき	450 円
医療業務特別勤務手当	診療・研究手当 (医師に限る。) 1 給料割 月額 2 均等割 月額 3 文書割 1 件 4 研究手当 (理事長を兼務する職員のうち、対応する支給基準が無い場合は病院長を適用とする。) 病院長 月額 副院長、特任副院長 月額 診療局長 月額 主任部長 月額 部長 月額 副部長 月額 医長 月額 医員 月額	診療手当総額を基礎として理事長が定める額 診療手当総額を基礎として理事長が定める額 診療手当総額とは、1 月につき、その月における病院収入調定額に 100 分の 94 を乗じて得た額の 100 分の 3 以内に相当する額をいう。 1,000 円 70,000 円 70,000 円 70,000 円 60,000 円 60,000 円 50,000 円 50,000 円 40,000 円

緊急勤務手当	医師が緊急医療業務に従事したとき	理事長が定める額
救急外来患者手当	所定の勤務時間以外に救急外来にて診療したとき 患者 1 人あたり	1,500 円
宿日直診療手当	医師が宿日直の診療業務に従事したとき 勤務 1 回につき	14,000 円以内
夜間看護等手当	所定の勤務時間による勤務の一部又は全部が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間（以下「深夜」という。）において行われる看護等の業務に従事したとき 勤務 1 回につき	<p>(1) その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 8,200 円</p> <p>(2) その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 深夜における勤務時間が 4 時間以上である場合にあつては 4,300 円、2 時間以上 4 時間未満の場合にあつては 3,900 円、2 時間未満の場合にあつては 3,000 円とする。</p>

	資格手当 資格を持つ助産師及び看護師 (給料表の職務の等級が1等級から3等級である職員を除く)	月額 5,000円
災害現場出動手当	重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に出動して非常災害対策業務に従事したとき	日額 1,040円

備考 地方独立行政法人市立吹田市民病院再雇用規程第2条第2号に規定する再雇用短時間勤務職員にこの表を適用する場合における月額で定める特殊勤務手当の額は、この表の規定にかかわらず、この表に定める特殊勤務手当の額に、地方独立行政法人市立吹田市民病院職員の勤務時間等に関する規程第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。